

総務常任委員会

1 開 議 平成29年12月11日（月） 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第81号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第82号 大田原市都市計画税条例一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第86号 那須地区広域行政事務組合格約の一部変更に伴う協議について

日程第4 陳情第10号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情

日程第5 総務常任委員会の閉会中の継続審査申し出について

総務常任委員会名簿

委員長	菊池久光	出席
副委員長	櫻井潤一郎	出席
委員	鈴木央	出席
	深澤賢市	出席
	藤田紀夫	出席
	高野礼子	出席
	千保一夫	出席

当局	総合政策部長	佐藤英夫	出席
	財務部長	後藤厚志	出席
	政策推進課長	斎藤達朗	出席
	財政課長	後藤一也	出席

事務局	藤田昌子	出席
-----	------	----

傍聴者	秋山幸子	
-----	------	--

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（菊池久光君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤総合政策部長、後藤財務部長、斎藤政策推進課長、後藤税務課長です。

◎議案第81号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第81号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（後藤厚志君） 議案第81号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。タブレット18ページ改正条例をご覧ください。大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正等により、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」の割合規定と軽自動車税の減免規定を整備することに伴い、関係部分を改正するものであります。詳細につきましては、税務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 税務課長。

○税務課長（後藤一也君） それでは、改正条例第1条の大田原市税条例の一部改正についてご説明いたしますので、22ページの新旧対照表をご覧ください。57条の2は「法第349の3第28項等の条例で定める割合」、いわゆる「わがまち特例」の割合について規定しており、既に制度として割合が決められていたものを、市町村の実情に応じて割合を規定するものであります。第1項は、家庭的な保育事業の用に供する家屋・償却資産をわがまち特例に追加するもので、家庭的保育事業とは、保育者の居宅などにおいて、5人以下の0歳から2歳児を対象に、保育を提供する認可保育施設であります。

第2項は、居宅訪問型保育事業の用に供する家屋・償却資産をわがまち特例に追加するもので、居宅訪問型保育事業とは、保育を必要とする子どもの居宅において、0歳から2歳児を対象に保育を提供する認可保育施設であります。

第3項は、事業所内保育事業の用に給する家屋・償却資産をわがまち特例に追加するもので、事業所内保育事業とは、自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要としている0歳から2歳児を対象として、利用定員が5人以下の小規模の認可保育施設であります。

割合については、3項とも1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲で、条例で定める割合となっており、参酌どおり1/2とするものであります。なお、現行も1/2のため割合の変更はございません。

次に、同じページの下段、附則の改正になります。

附則第10条の2は、「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」について規定しており、新

たに特例措置を創設するものであります。

第12項は、企業主導型保育事業の用に供する固定資産税を、わがまち特例に追加するもので、最初の5年間、1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合となっており、企業の負担を軽減するため、1/3とするものであります。

なお、企業主導型保育事業とは、企業が自社従業員の子供の保育を行う目的で実施する認可外保育事業のうち、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間に、子ども子育て支援法に基づく国の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合となっております。

第13項は、市民緑地の用に供する土地にかかる固定資産税を、わがまち特例に追加するもので、最初の3年間2/3を参酌し、1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める割合となっており、参酌どおり2/3とするものであります。

これは、市町村長から緑地保全・緑化推進法人としての指定をうけた民間主体（みどり法人）が、土地所有者から無償で借り受けた土地又は自己所有の土地で、市町村長による市民緑地設置管理計画の承認を受けたものが対象となります。

第14項は、特例の追加に伴います項のずれを改正するものであります。

続きまして、23ページの新旧対照表をご覧ください。こちらは、改正条例第2条の大田原市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第6号）の一部改正となります。

第77条の8は、軽自動車の環境性能割の減免を規定しておりますが、第2項で身体障害者1人につき1台限り行うと規定を整備したものです。

第86条は、身体障害者等に対する種別割の減免について規定しておりますが、減免・免除の規定を整備したものであります。

続きまして、本条例改正のための附則について、ご説明いたしますので、19ページに戻っていただきまして、附則第1条は施行期日を定めておりまして、公布の日から施行するとしており、附則第2条は、固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上で、議案第81号大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について、の説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 第77条の8についてお尋ねいたします。軽自動車税の減免規定で、今までは、台数規定がなかったということでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 税務課長。

○税務課長（後藤一也君） はい、今までなかったものです。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 今回新たに追加されたものですか。

○委員長（菊池久光君） 税務課長。

○税務課長（後藤一也君） 今まで軽自動車税の種別割はありましたが、環境性能割にはその規定がなかったもので、新たに規定したものです。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので質疑を終わります。質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第81号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることにより決しました。

◎議案第82号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に日程第2、議案第82号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（後藤厚志君） 議案第82号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。地方税法の一部改正により、地域決定型地方税制特例措置の割合を規定することに伴い、関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては、税務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 税務課長。

○税務課長（後藤一也君） 26ページから27ページの議案書補助資料をご覧ください。

改正の理由は、地方税法の一部改正に伴い、大田原市都市計画税条例の一部を改正するものであり、主な改正点は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」の割合を規定するものであります。

それでは、改正内容をご説明しますので、28ページからの新旧対照表をご覧ください。

附則第2項は、「法附則第15条第44項の条例で定める割合」について規定しており、「企業主導型保育事業」の用に供する固定資産をわがまち特例に追加し、都市計画税についても適用し、割合を1/3とするものであります。附則第3項は、「法附則第15条第45号の条例で定める割合」について規定しており、「市民緑地」の用に供する土地にかかる固定資産を、わがまち特例に追加し、都市計画税についても適用し、割合を2/3とするものであります。附則第4項から30ページの附則第13項までは、特例の追加に伴う項のずれを改正するものであります。

続きまして、本条例を改正するための附則について、ご説明いたしますので、25ページの改正条文をご覧ください。附則第1条は、施行期日を定めており、この条例は、公布の日から施行するとしており、附則第2条は、都市計画税に関する経過措置を定めております。それから、今回「わがまち特例」として5件提出しておりますが、これはすべて「市税条例」と「都市計画税条例」両方にかかるものであります。家庭的保育事業等3件の地域型保育事業施設を、都市計画税条例に規定しなかった理由についてご説明い

たします。家庭的保育事業等3件の地域型保育事業施設は、地方税法の本則第349条の3に規定されております。地方税法702条第1項と第2項で、法第349条の3に規定されているものは、都市計画税についても特例が適用される規定があり、都市計画税条例には規定して下りません。一方「企業主導型保育事業」と「市民緑地」は、地方税法の附則第10条の2に新規に規定されたもので、附則で規定されているものは都市計画税の特例規定がないため、都市計画税条例に規定したものです。

以上で、議案第82号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、の説明をおわります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので質疑を終わります。質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第82号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第86号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議について

○委員長（菊池久光君） 次に日程第3、議案第86号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第86号 那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更について、ご説明いたします。那須地区広域行政事務組合が共同処理する、こども発達支援センターなすの園の設置、管理運営及び廃止に関する事務について、同園の民営化に伴う移譲先法人が決定したことから、同園の設置等に関する事務を廃止するとともに、新たに平成30年度に当該移譲先法人に対する施設改修等の補助金交付事務を共同処理するため、那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う関係市町による協議のため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、政策推進課長よりご説明申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 政策推進課長。

○政策推進課長（斎藤達朗君） それでは、議案第86号那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議についてご説明いたします。

議案書補助資料45ページをご覧ください。

那須地区広域行政事務組合の規約につきましては、先に平成29年9月定例会で、こども発達支援センターなすの園の民営化に伴う一部変更についてご議決いただきましたが、その後移譲先法人が決定しましたので、平成29年度末を持って、なすの園の管理運営事務の共同処理が廃止され、一方で当該移譲先法人に対する施設改修等の補助金交付事務を新たに共同処理する必要があることから、同組合規約の一部変更に伴う関係市町による協議のため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、移譲先法人の名称は、社会福祉法人エルム福祉会であります。補助金の上限額は資料記載のとおり40,000千円でございます。

それでは、具体的な変更内容を新旧対照表でご説明いたしますので、議案補助資料46ページをご覧ください。

規約第3条の共同処理する事務のうち第13号のこども発達支援センターなすの園の規定中変更前の「設置、管理運営及び廃止(民営化及び財産の譲与に関する事務を含む)」を「財産の譲受人に対する補助金の交付」に改めるものでございます。

議案書44ページにお戻りいただきまして、附則として変更後の規約は平成30年4月1日から施行するものとなります。

以上で議案第86号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長(菊池久光君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 質疑がないようでありますので質疑を終わります。質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第86号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 異議なしと認めます。

よって、議案第86号 那須地区広域行政事務組合規約の一部変更については原案を可とすることに決しました。

◎陳情第10号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情

○委員長(菊池久光君) 次に、日程第4、陳情第10号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局(藤田昌子君) 事務局よりご説明申し上げます。

陳情者は、大田原市中野内1779番地 B-1 幸福実現党栃木県本部 栃木県第三選挙区支部長 石渡剛氏です。平成29年9月7日に提出されました。陳情の要旨は、9月3日、北朝鮮が6回目の核実験を実施

し、「成功した」と発表しました。今回の核実験について、共同通信は昨年の水爆実験の9.8倍と報じているほか、北朝鮮メディアは金正恩が大陸間弾道ミサイルの弾頭部に装着可能な「水爆」実験を視察したと報じており、今回の核実験によって、北朝鮮はミサイルに搭載可能な水爆を手にした可能性もあります。

先日8月29日には、北朝鮮の弾道ミサイルが日本上空を通過し北海道東方の太平洋上に落下しています。北朝鮮のミサイルは、過去に何度も発射実験に失敗していることを考えれば、日本本土に落下する可能性もあり、アメリカばかりか日本にとっても安全保障上、極めて重大な問題である事は明らかです。

北朝鮮が発射したミサイルは約10分で日本に届き、現在の迎撃ミサイルでは、複数のミサイルを迎撃することは困難です。たとえ迎撃できたとしても、ミサイルにサリンなどの化学兵器が搭載されていた場合には甚大な被害が広範囲に及ぶことが予想されます。その対応策は、「国民保護法」第十六条の中にも明記されていますが、避難訓練は行われていません。

北朝鮮のミサイルが日本に着弾するようなことが起こってから対応するようでは、市民を守ることはできません。よって下記要望致します。

理由といたしまして

- 一、「国民保護法」第十六条（市町村の実施する国民の保護のための措置）に基づき、国民の保護を迅速かつ的確に実施すること。
- 一、武力攻撃の緊急事態から国民の生命、及び財産を守るために『国民保護法』を市民に徹底し、核兵器やサリンなどに対する対処法を啓蒙すること。
- 一、万が一、北朝鮮が発射したミサイルが日本に着弾した場合に備え、核やサリンなどを想定した避難訓練を貴自治体で実施すること。
- 一、国の支持を待ついとまがない場合には、知事や貴職の迅速な判断のもと、適確な救援活動を実施すること。

を陳情したものであります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

藤田委員

○委員（藤田紀夫君） 今回の陳情での他市町村の対応がわかりましたらお願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 事務局お願いいたします。

○議事課長（藤田昌子君） 近隣では、那須塩原市議会に対し5月23日に提出され6月議会にかかっております。結果は不採択です。ミサイルに特化した避難訓練は、発射したことがJアラートで知らされた時に着弾したあとであり避難する暇がなく、避難訓練は現実的でないことが理由であります。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員

○委員（鈴木 央君） 国や県の対応はどのようになっているかわかりましたらお願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 事務局お願いいたします。

○議事課長（藤田昌子君） 国では、内閣官房のホームページに弾道ミサイルが落下する可能性の場合とるべき行動についてや落下時の行動について掲載しております。市においても11月の広報と市のホームペ

ージから内閣官房のホームページへリンクし情報を見られるようになっております。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員

○委員（鈴木 央君） こういう事をやると市民に不安をあおるだけだと思います。市は今後どのような対策をとっていくおつもりなのかわかる範囲でお願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 事務局

○議事課長（藤田昌子君） 大田原市国民保護計画が平成29年2月に策定されております。その中にどのような行動をとるのか書かれております。また先ほども言いましたが、市ホームページ上にミサイルが落下する可能性がある場合など、国の内閣官房からの情報とリンクしており、また11月の広報でも周知しております。

○委員長（菊池久光君） 千保委員

○委員（千保一夫君） 確かに必要なことと思うが市議会がどこまで踏み込んでいけるのか決断しにくいところではある。

○委員長（菊池久光君） 藤田委員

○委員（藤田紀夫君） 今考えられる行動を周知徹底していくことが重要ではないか。

（「暫時休憩し話し合しましょう」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 暫時休憩いたします。

○委員長（菊池久光君） 会議を再開いたします。 ミサイルが日本に着弾した場合を想定した避難訓練としておりますが、発射され、Jアラートで周知されたころには、着弾又は通過した後になってしまい避難するいとまがないと思われま。

通常の避難訓練の中で行えば済むことであり、市の対応として啓蒙啓発活動はすでに実施している。

ミサイルに特化した避難訓練をすることは現実的ではないと思われましますので不採択といたしたいと思ひますがご異議ございますか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めま。

よって、陳情第10号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情につきましては、不採択すべきものと決ま。

以上で、当委員会に付託されました案件については、終了いたしました。

次に日程第5 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について を議題といたしま。

この案件につきましては、タブレットに記載の調査事件につきまして議会閉会中も継続調査をしたい旨、会議規則第109条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

各自、内容を確認してください。

○委員長（菊池久光君） それでは、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることといたします。

以上で、すべて終了いたしました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

ご苦労様でした。

午前11時 7分 散会

総務常任委員長